

社会福祉法人掛川市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

制定 平成 17 年 4 月 4 日 規程第 14 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日 規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く）に対する費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 役員、評議員等が役員会、評議員会等の会議に出席したとき及び、本会が依頼する業務や事業に出役したときは、1 回 3,000 円を費用弁償として支給する。

2 役員、評議員等が、その職務のため旅行したときは、前条の規定にかかわらず「掛川市特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する条例」に規定する旅費相当額に準じて費用弁償を支給する。

(委任)

第 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。